

## 川崎市公告第1089号

等々力緑地再編整備・運営等事業に係る条例環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第26条の規定に基づく条例環境影響評価書の提出がありましたので、同条例第27条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第106号）第32条で定める事項について次のとおり公告します。

令和7年7月2日

川崎市長 福田 紀彦

## 条例環境影響評価書について

### 1 指定開発行為者

名 称：川崎とどろきパーク株式会社

代表者：代表取締役 三木 尚

所在地：川崎市中原区小杉町三丁目 4 7 2 番地

### 2 指定開発行為の名称及び種類

#### (1) 名称

等々力緑地再編整備・運営等事業

#### (2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第1種行為）

埋立て（第3種行為）

商業施設の新設（第1種行為）

大規模建築物の新設（第1種行為）

### 3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区等々力1番ほか

### 4 指定開発行為の目的及び内容

#### (1) 目的

等々力緑地の再編整備

#### (2) 内容

区域面積：約43.7 ha

延べ面積：約154,980 m<sup>2</sup>

### 5 指定開発行為の施行期間

令和7年夏前後（着工予定）から令和13年3月（完了予定）まで

### 6 条例環境影響評価書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果

第3章 環境配慮計画書に対する市民意見等の概要と環境配慮計画策定者の見解

第4章 環境配慮計画書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第5章 条例環境影響評価方法書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解

第6章 条例環境影響評価方法書に対する審査結果と指定開発行為者の見解

第7章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

|        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 第 8 章  | 環境影響評価項目の選定等                       |
| 第 9 章  | 環境影響評価                             |
| 第 10 章 | 環境保全のための措置                         |
| 第 11 章 | 環境配慮項目に関する措置                       |
| 第 12 章 | 環境影響の総合的な評価                        |
| 第 13 章 | 事後調査計画                             |
| 第 14 章 | 関係地域の範囲                            |
| 第 15 章 | 条例環境影響評価準備書に対する市民意見等の概要と指定開発行為者の見解 |
| 第 16 章 | 条例環境影響評価準備書に対する審査結果と指定開発行為者の見解     |
| 第 17 章 | その他                                |
| 資料編    |                                    |

## 7 条例環境影響評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

### (1) 期間

令和 7 年 7 月 2 日（水）から令和 7 年 7 月 3 1 日（木）まで

### (2) 場所及び時間

中原区役所 5 階・環境局環境評価課(市役所本庁舎 2 0 階⑥窓口)

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで（環境局環境評価課は午後 5 時 1 5 分まで）。土曜・日曜及び祝日は除く。

※縦覧開始日（7 月 2 日）は、午後 1 時から縦覧を行います。